

介護老人福祉施設利用契約書

特別養護老人ホーム

フラワーヴィラ

介護老人福祉施設利用契約書

(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人花園公益会(以下「事業者」といいます。)は、利用者が、事業者の設置経営する指定介護老人福祉施設(以下「ホーム」といいます。)に入所して、その居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、事業者が提供する介護老人福祉施設サービス等を利用することについて、次のとおりの介護老人福祉施設利用契約(以下「この契約」といいます。)を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービス及びこれに付随するサービス(以下「サービス」といいます。)を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者が前項の有効期間満了日から引き続いて要介護者(要介護1から要介護5)と認定された場合(以下「更新認定」といいます。)、有効期間満了日は、その更新認定による有効期間満了日とします。ただし、利用者が介護保険法に規定する介護予防サービスの対象となった場合は除きます。

第3条(施設サービス計画)

事業者は、介護支援専門員等に利用者の「施設サービス計画」(以下「ケアプラン」といいます。)の作成を次の各号により行わせます。

- ① 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、病歴を始め、解決すべき課題等を把握したうえで、利用者または家族の希望を考慮して、介護にあたる職員等と協議してケアプランの案を策定します。
- ② 介護支援専門員は、前号のケアプランの案を利用者または家族にその内容及び効果について、他の選択肢を含めて説明し、その同意または選択を得たうえで決定します。
- ③ ケアプランは利用者またはホームから変更を申し出ることができます。この場合も前2号と同様の方法により変更の決定をします。
- ④ ケアプランの作成費用は無料です。

第4条(サービスの内容)

- 1 事業者は、ケアプランに沿って、利用者に対し、居室、食事、介護、その他介護保険法令に定める必要な援助及びこれに付随する必要な援助を提供します。また、ケアプランが作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切な援助を提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【別紙1】のとおりです。事業者は、【別紙1】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明し、それらについての希望を伺い同意を求めます。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第5条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供に係る記録を作成し、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、ホームにおいて利用者自身に関する前項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、利用者自身に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙1】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月5日までに利用者へ通知します。
ただし、この契約終了の日が月の途中であるときは、その終了日から5日以内に利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を、請求を受けた日から15日以内に事業者へ支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、7日を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は次の各号に掲げる事由に該当した場合、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、30日を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく前条第3項に定める支払期限を超えて遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - ④ やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者が更新認定で非該当（自立）または要支援と認定された場合及び介護保険法に規定する介護予防サービスの対象となった場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 第2項及び前項の場合において、利用者がやむを得ない事由により所定の期間を超えて事業者の施設を利用することとなるときは、事業者は利用者に対し、その利用に要する実費を請求します。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……その翌日
 - ② 利用者が死亡した場合……その翌日

第9条（退所時の援助）

事業者は、この契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者等は、個人情報保護法等に基づきサービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等第三者に対し、利用者及びその家族の個人情報を提供しません。

第11条（賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくはホームの職員の故意または過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくはホームの職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- 2 利用者は、ホームにおいて、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、ホームの職員または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第12条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡するとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡する等必要な処置を行います。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名または署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

(代理人)

<住 所>

<氏 名>

印

事業者

<事業所名>特別養護老人ホームフラワーヴィラ
(指定番号等) 1 1 7 4 5 0 0 3 3 8

<所在地>埼玉県深谷市小前田 2 6 7 7

<代表者名>理事長 服 部 充

印

【別紙1】

○担当者（生活相談員または介護支援専門員等）

氏名 岩田 知子 電話 048—584—5550

○サービスの内容

- ①居室…定員1名から4名の居室が用意されていますが、利用者の状況やご希望等により別途ご相談して決めさせていただきます。入居後においても利用者の状況やご希望等により変更することがあります。
- ②食事…栄養士等による栄養ケアマネジメントを行います。食事時間等は次のとおりです。
朝食 7：45～ 8：45
昼食 12：00～13：00
夕食 18：00～19：00
以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。
原則、食堂においておとりいただきます。
- ③入浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。
- ④介護…ケアプランに沿って下記の介護が行われます。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
- ⑤機能訓練…利用者の状況に応じ、訓練室等において機能回復訓練を行います。
- ⑥生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑦健康管理…当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック、投薬等医療的管理を行っています。また、診療や健康相談サービスを受けることができます。
- ⑧安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑨療養食の提供
…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。
料金は別途追加料金がかかります。
- ⑩行政手続代行
…行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。
- ⑪日常費用の受入・管理保管及び支払代行
…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・管理保管及び支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入・管理保管・支払代行契約書」の締結が必要となります。
- ⑫所持品等の保管
…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ⑬レクリエーション
…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑭その他のサービス

- ア 希望食の提供： 当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までに申し出てください。料金は別途追加料金がかかります。
- イ 通院サービス： 医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかる場合があります。
- ウ 理美容サービス： 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- エ その他のサービス： 介護保険以外のサービス等については、その都度申し出を受け、ご相談させていただきます。サービス等の内容によっては、別途料金がかかります。

○利用料金 お支払いいただく料金の単価は、下記の通りです。

① 基本料金（介護保険 1割または2割、3割負担） 1日あたり 円

〔介護老人福祉施設〕

多床室

区 分	1日あたりの自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	598円	1195円	1792円
要介護 2	669円	1337円	2215円
要介護 3	743円	1485円	2227円
要介護 4	814円	1627円	2440円
要介護 5	884円	1767円	2650円

加算等（カッコ内は2割、3割）

- 1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)として、一日あたり6円(12円、18円)が加算されます。
- 2) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)として、一日あたり17円(33円、49円)が加算されます。
- 3) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合口腔衛生維持管理加算として、一月あたり92円(183円、274円)が加算されます。
- 4) 看護体制加算(Ⅰ)として、一日あたり4円(8円、12円)が加算されます。
- 5) 若年性認知症と診断された入所者に対しサービスを行なった場合、若年性認知症入所者受入加算として一日あたり122円(244円、365円)が加算されます。
- 6) 入所後30日間に限り初期加算として31円(61円、92円)が加算されます。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様に加算されます。
- 7) 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した介護に係る計画の説明を受け、同意し、看取りに関する指針に基づき介護が行われた場合、看取り介護加算として、下記の金額が加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
死亡日以前 31～45日	73円	146円	219円
死亡日以前 4～30日	146円	292円	438円
死亡前日及び前々日	690円	1379円	2069円
死亡日	1298円	2596円	3894円

- 8) 退所の場合にも料金が加算される場合があります。

- 9) 入所期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される料金となります。
- 10) 介護職員処遇改善加算Ⅱとして所要単位数の1000分の136(13.6%)に相当する金額が加算されます。

② 食費 1日あたり 円

③ 居住費 1日あたり 円 ()

負担段階		所得区分	居室区分 (多床室)	食費区分 負担限度額
現金・預貯金等が一定以上の方 市町村民税課税世帯の方 配偶者が市町村民税課税の方 市町村民税非課税世帯の方 現金・預貯金等が一定以下の方 配偶者が市町村民税非課税世帯の方	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0	300
	第2段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下の者	430	390
	第3段階 ①	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超120万円未満の者	430	650
	第3段階 ②	合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超266万円未満の者	430	1360
	第4段階	世帯課税者	915	1445

④ その他の料金等

療養食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、通院サービス費、理美容費等の料金は、別途ご負担いただきます。

⑤ 自己負担軽減制度

施設利用に伴って上記①から④の料金をご負担いただくこととなりますが、この料金については、次の制度によって軽減を受けられる場合があります。種々の手続きが必要となりますので契約時に担当者にご相談をしてください。

- 1) 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度
円
- 2) 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度
円
- 3) 高齢者夫婦などで配偶者がユニット型個室の施設などに入所され、残された在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度
円
- 4) 1ヶ月の介護サービスの割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた部分が払い戻される制度
円
- 5) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方についての負担軽減制度
円

*介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合には、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

*料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問合せください。

○緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

- 1 担当者 岩田 知子
電話番号 048-584-5550 (受付時間 8時30分から5時30分)
- 2 深谷市役所長寿福祉課
電話番号 048-574-8544 (直通)
- 3 寄居町役場福祉課
電話番号 048-581-7718 (直通)
- 4 熊谷市役所長寿生きがい課
電話番号 048-524-1402 (直通)
- 5 大里広域市町村圏組合 介護保険課
電話番号 048-501-1330
- 6 埼玉県国民健康保険団体連合会
電話番号 048-824-2568
- 7 第三者委員
氏名 学識経験者 安藤 健二
住所 大里郡寄居町寄居
電話番号 048-581-1090
氏名 地域代表 小林 よし子
住所 深谷市永田
電話番号 048-584-1696
氏名 地域代表 赤坂 佳信
住所 大里郡寄居町桜沢
電話番号 048-581-0690

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜ 令和 6年 8月 1日 現在 ＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-584-5550（8時30分～5時30分まで）

担当 岩田 知子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 特別養護老人ホームフラワーヴィラの概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホームフラワーヴィラ
所在地	埼玉県深谷市小前田2677
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（埼玉県1174500338）

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		サービス管理全般	1名
医師		名	1名	診療、健康管理等	1名
生活相談員		1名	名	生活上の相談等	1名
栄養士		3名	1名	栄養管理等	4名
機能訓練指導員		名	5名	リハビリテーション・機能回復訓練等	5名
介護支援専門員		1名	名	サービス計画の立案・管理等	1名
事務職員		2名	名	一般事務・料金請求等	2名
看護・介護職員	看護師	1名	2名	医療、健康管理業務等	3名
	准看護師	名	3名		3名
	介護福祉士	20名	1名	日常介護業務等	21名
	1～2級修了者	名	名		名
	その他	7名	3名		10名

(4) 施設の設備の概要

定員		74名	静養室	1室	
居室	ユニット型個室	室	医務室	1室	
	ユニット型準個室	室	食堂	1室	
	従来型	4人部屋	15室	機能訓練室	1室
		2人部屋	6室	談話室	2室
		準個室	2室		
その他		人部屋 室			
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。			

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

…介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画を立て、利用者又は御家族の方に説明し、同意をいただきます。

②食事…栄養士等による栄養ケアマネジメントを行います。食事時間等は次のとおりです。

朝食 7：45～ 8：45

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

③入浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

④介護…施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

⑤機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑥生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理…当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行っています。

また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧緊急時の対応

…体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。

⑨安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑩療養食の提供

…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑪行政手続代行

…行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。

⑫日常費用の受入、保管管理及び支払代行

…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入、保管管理及び支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入、保管管理及び支払代行契約書」の締結が必要となります。

⑬所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑭レクリエーション

…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑮その他のサービス

ア 希望食の提供:当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までに申し出ください。料金は別途かかります。

- イ 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
料金は別途かかる場合があります。
- ウ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- エ その他のサービス：介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

4 利用料金

① 基本料金（介護保険 1 割または 2 割、3 割負担） 1 日あたり _____ 円

[介護老人福祉施設]

多床室

区 分	1 日あたりの自己負担額		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5 9 8 円	1 1 9 5 円	1 7 9 2 円
要介護 2	6 6 9 円	1 3 3 7 円	2 2 1 5 円
要介護 3	7 4 3 円	1 4 8 5 円	2 2 2 7 円
要介護 4	8 1 4 円	1 6 2 7 円	2 4 4 0 円
要介護 5	8 8 4 円	1 7 6 7 円	2 6 5 0 円

加算等（カッコ内は 2 割、3 割）

- 1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)として、一日あたり 6 円(12 円、18 円)が加算されます。
- 2) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)として、一日あたり 17 円(33 円、49 円)が加算されます。
- 3) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行った場合口腔衛生維持管理加算として、一月あたり 92 円(183 円、274 円)が加算されます。
- 4) 看護体制加算(Ⅰ)として、一日あたり 4 円(8 円、12 円)が加算されます。
- 5) 若年性認知症と診断された入所者に対しサービスを行なった場合、若年性認知症入所者受入加算として一日あたり 122 円(244 円、365 円)が加算されます。
- 6) 入所後 30 日間に限り初期加算として 31 円(61 円、92 円)が加算されます。30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様に加算されます。
- 7) 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した介護に係る計画の説明を受け、同意し、看取りに関する指針に基づき介護が行われた場合、看取り介護加算として、下記の金額が加算されます。

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
死亡日以前 31～45 日	7 3 円	1 4 6 円	2 1 9 円
死亡日以前 4～30 日	1 4 6 円	2 9 2 円	4 3 8 円
死亡日前日及び前々日	6 9 0 円	1 3 7 9 円	2 0 6 9 円
死亡日	1 2 9 8 円	2 5 9 6 円	3 8 9 4 円

- 8) 退所の場合にも料金が加算される場合があります。
- 9) 入所期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される料金となります。
- 10) 介護職員処遇改善加算Ⅱとして所要単位数の 1000 分の 136 (13.6%) に相当する金額が

加算されます。

② 食費 1日あたり 円

③ 居住費 1日あたり 円 ()

負担段階		所得区分	居室区分 (多床室)	食費区分 負担限度額	
現金・預貯金等が一定以上の方 市町村民税課税世帯の方 配偶者が市町村民税課税の方	現金・預貯金等が一定以下の方 市町村民税非課税世帯 配偶者が市町村民税非課税の方	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0	300
		第2段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下の者	430	390
		第3段階 ①	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超120万円未満の者	430	650
		第3段階 ②	合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超266万円未満の者	430	1360
	第4段階	世帯課税者	915	1445	

④ その他の料金等

療養食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、通院サービス費、理美容費等の料金は、別途ご負担いただきます。

⑤ 自己負担軽減制度

施設利用に伴って上記①から④の料金をご負担いただくこととなりますが、この料金については、次の制度によって軽減を受けられる場合があります。種々の手続きが必要となりますので契約時に担当者にご相談をしてください。

- 1) 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度
円
- 2) 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度
円
- 3) 高齢者夫婦などで配偶者がユニット型個室の施設などに入所され、残された在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度
円
- 4) 1ヶ月の介護サービスの一割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた部分が払い戻される制度
円
- 5) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方についての負担軽減制度
円

⑥ 支払方法

毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

⑦ 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

5 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

施設サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合……その翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（15日間）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①	契約書別紙1の緊急連絡先①と同じ	
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		
緊急連絡先②	契約書別紙1の緊急連絡先②と同じ	
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

8 協力病院

医療法人緑風会	小久保医院	内科
特定医療法人俊仁会	埼玉よりい病院	総合病院
医療法人あかぎ	デンタルケア深谷	歯科

9 事故発生時の対応

ご利用者に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策

施設は、消防法などの規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11 衛生管理等

- ① 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- ② 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

1.2 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

- 1 担当者 岩田 知子
電話番号 048-584-5550 (受付時間 8時30分から5時30分)
- 2 深谷市役所長寿福祉課
電話番号 048-574-8544 (直通)
- 3 寄居町役場福祉課
電話番号 048-581-7718 (直通)
- 4 熊谷市役所長寿生きがい課
電話番号 048-524-1402 (直通)
- 5 大里広域市町村圏組合 介護保険課
電話番号 048-501-1330
- 6 埼玉県国民健康保険団体連合会
電話番号 048-824-2568
- 7 第三者委員
氏名 学識経験者 安藤 健二
住所 大里郡寄居町寄居
電話番号 048-581-1090
氏名 地域代表 安達 玲子
住所 深谷市大谷
電話番号 048-574-0905
氏名 地域代表 赤坂 佳信
住所 大里郡寄居町桜沢
電話番号 048-581-0690

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

事業所

所在地 埼玉県深谷市小前田2677

名 称 特別養護老人ホームフラワーヴィラ 印

管理者 氏名 服 部 充 印

説明者 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印